

考えてみよう子どもの人権

～「児童の権利に関する条約」と「こども基本法」～

人権同和教育課

令和5年4月、「こども家庭庁」が創設されると同時に、「こども基本法」が施行されました。この法律を理解する上で大切になる考え方が「児童の権利に関する条約」に示されており、「こども基本法」は、この条約の精神にのっとって制定されました。

子どもの人権について「児童の権利に関する条約」と「こども基本法」を踏まえて考えてみましょう。

※ 「こども基本法」では、年齢によって必要なサポートがとぎれないよう、心身の発達の過程にある人のことを「こども」として扱います。したがって、平仮名で「こども」と表記しています。

※ 「児童の権利に関する条約」は「子どもの権利条約」とも表現されています。

令和4年12月に改訂された生徒指導提要においても、生徒指導の取組上の留意点として、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の基本理念の趣旨等についての理解が求められると示されています。

児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約は、平成元（1989）年に子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、日本は平成6（1994）年に批准しました。

18歳未満の子どもも大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

この条約には54の条文があり、基本的な考え方が4原則で表されています。また、ユニセフ（国連児童基金）では、条約が定めている権利を大き

〔4原則〕

- 差別の禁止
- 子どもの最善の利益
- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの意見の尊重



〔4本の柱〕

- 生きる権利
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる。
- 育つ権利
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる。
- 守られる権利
紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる。
- 参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできる。

こども基本法

こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策の基本理念には、次の6点が示されています。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

基本的な考え方

「一人の人間として尊重されること」

「子どもとして保護を受ける存在であること」

子どもの人権について、この2点の側面から考えることが大切ではないでしょうか。

Mom（見つめる、思いをめぐらす、向き合う）の基本姿勢で子どもと関わり、一人一人を尊重する学校づくりを進めましょう。